

<ごうぎん浪漫倶楽部会員規約>

第1章 会員規約

第1条 (適用)

1. 「ごうぎん浪漫倶楽部」(以下「浪漫倶楽部サービス」といいます。)とは、株式会社山陰合同銀行(以下「当行」といいます。)が、「年金自動受取りサービス」利用者(以下「会員」といいます。)を対象に提供する様々なサービスのことをいい、この利用に関し、会員規約を定めます。ただし、DanDanBANKアプリの口座にて「年金自動受取りサービス」をご利用の方は浪漫倶楽部サービスの会員資格を有しません。
2. 会員規約は、浪漫倶楽部サービスを会員が利用する場合の一切の事項に適用されます。

第2条 (会員規約の範囲)

1. この会員規約本文以外に、当行が別途各サービスの利用規約等(以下「利用規約等」といいます。)を定めた場合には、これらの会員規約の一部として、会員の浪漫倶楽部サービスの利用に適用されるものとし、(以下単に「会員規約」という場合には、「利用規約等」を含むものとし、)
2. この会員規約本文と、利用規約等の内容が異なる場合には、利用規約等の定めが優先するものとします。

第3条 (会員規約の変更)

1. 会員規約およびその他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

第2章 浪漫倶楽部サービスの内容

第4条 (浪漫倶楽部サービスの内容)

1. 浪漫倶楽部サービスは、当行ホームページに表示されるサービスとします。
2. 「ごうぎんClub Off」サービスは、当行と株式会社リロクラブとの提携により、株式会社リロクラブから提供します。
 - (1) 当行は株式会社リロクラブに「ごうぎんClub Off」サービスの申込みをした者が、当倶楽部の会員であるか否かの照合ができるようにするため、会員の個人情報(住所、氏名、生年月日、電話番号)の取扱いを株式会社リロクラブに委託する目的で提供します。また、「ごうぎんClub Off」サービス利用の際は、株式会社リロクラブ制定の「Club Off Alliance 会員規約」が適用となり、当行が提供した会員の個人情報は、株式会社リロクラブからのサービス提供のため利用されます。なお、「ごうぎんClub Off」サービスのご利用を希望されない場合は、当倶楽部事務局までご連絡ください。「ごうぎんClub Off」サービスでの個人情報の利用を中止いたします。

- (2) 「ごうぎんClub Off」サービスご利用時に必要となるログインID（会員番号）、仮パスワードは「Club Off」サービスのご案内にてお知らせします。

第5条（浪漫倶楽部サービスの追加、変更）

浪漫倶楽部サービスは、会員の了承を得ることなく、適宜追加され、または内容や名称等が変更され、あるいは中止される場合があります。

第6条（知的財産権）

浪漫倶楽部サービスに登録された情報を含め、浪漫倶楽部サービスに掲載された一切の情報の著作権、商標権、特許権、その他の知的財産権は、当行もしくは情報提供者に帰属します。

第3章 会員

第7条（会員資格）

1. 山陰合同銀行で年金をお受取りの方（「年金自動受取りサービス」利用者）を対象とします。公的年金のほか企業年金等一部の私的年金や年金一時金をお受取りの方も対象とします。ただし、DanDanBANKアプリの口座にて「年金自動受取りサービス」をご利用の方は浪漫倶楽部サービスの対象外となります。
2. 「年金自動受取りサービス」利用者が、6ヵ月間サービスを利用しない場合、会員資格は消滅するものとします。

第8条（会員資格の譲渡禁止等）

会員は、会員としての資格、あるいは会員として当行に対して有する権利を第三者に譲渡、貸与、あるいは担保の目的とすることはできません。

第9条（変更の届け出）

1. 会員は、氏名、住所、電話番号等、当行に届け出た内容に変更が生じた場合には、すみやかに当行が別途定める方法で、変更内容を当行に届け出るものとします。
2. 会員が前項の届け出をなすまでの間、または届け出を怠ったことにより会員が被った損害については、当行は一切責任を負いません。

第10条（会員資格の喪失）

1. 会員が、次の各号の一つにでも該当した場合には、当行は、何らの通知、催告をすることなく、当該会員は会員資格を喪失するものとします。
 - (1) 第16条、第17条の禁止行為を行ったとき
 - (2) その他、会員規約に違反したとき
 - (3) 当行への届け出内容に虚偽があったとき
 - (4) その他、会員として不適当と当行が判断したとき

第4章 会員の利用と義務

第11条（設備等の準備、維持）

浪漫倶楽部サービスの利用に必要となる機器、ソフトウェア、その他の設備、および回線利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入、その他サービスの利用に必要となる一切の必要な準備、ならびにその維持は、会員が自己の費用と責任で行うものとします。

第12条（会員規約の遵守等）

1. 会員は、会員規約を遵守して浪漫倶楽部サービスを利用するものとします。
2. 個別のサービスの利用にあたって、当行が定めた手続きがある場合には、会員は当該手続きを経て、当該個別のサービスを利用するものとします。

第13条（会員の責任）

1. 会員は、浪漫倶楽部サービスの利用を通じて自ら発信する情報につき、一切の責任を負うものとします。
2. ログインID（会員番号）を用いて行われた一切の行為については、当該行為を会員自身が行ったか否かを問わず、当該会員が全責任を負うものとします。
3. 会員が、他の会員、その他の第三者から要求、クレーム等を受け、または他の会員、その他の第三者に対して要求、クレーム等がある場合には、会員は自己の責任と負担により、これらの要求、クレーム等、およびこれに起因する紛争を処理解決するものとし、当行に一切迷惑または損害を与えないものとします。
4. 会員は、前各項、その他サービスの利用に関連して会員の責により当行に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとします。

第14条（「ごうぎんClubOff」サービスのログインID（会員番号）およびパスワードの管理）

1. 会員は、当行が付与したログインID（会員番号）およびパスワードの使用および管理につき全責任を負うものとし、会員の故意、過失を問わず、ログインID（会員番号）およびパスワードが第三者に利用されたことに伴う損害（当該ログインID（会員番号）およびパスワードにより利用されたサービスの利用料、その他の支払債務の負担を含みます）は、会員自身が負担するものとします。
2. 会員は、自己のログインID（会員番号）およびパスワードを、譲渡、貸与、担保の目的への提供、その他第三者の利用に供する行為は一切行わないものとします。
3. 会員は、自己のログインID（会員番号）およびパスワードが第三者に利用されている場合、またはそのおそれがある場合、あるいはパスワードを失念した場合には、ただちに当行に通知し、当行の指示に従うものとします。

第15条（著作権等の尊重）

会員は、浪漫倶楽部サービスを通じて入手される情報が、当行または情報提供者の著作権、商標権、特許権、その他の知的財産権に係わるものであることを認識し、これらの情報を、権利者の許諾なく

して、著作権法、商標法、特許法、その他の知的財産関連法規の定める範囲を超えて、自らまたは第三者をして、複製、翻案、頒布、出版、使用、実施、その他の利用を行わないものとします。

第 16 条（営業活動の禁止）

会員は、当行が承認した場合を除き、浪漫倶楽部サービスを通じて営業活動（営利を目的とした一切の行為、およびその準備行為、予備行為を含みます）を行ってはならないものとします。

第 17 条（禁止行為）

会員規約で特に定めた事項の他、会員は、浪漫倶楽部サービスの利用に関連して、以下の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他者の著作権、商標権、特許権、その他の知的財産権を侵害する行為、もしくは侵害を可能ならしめる行為
- (2) 他者の財産権、プライバシーもしくは肖像権等の人格権を侵害する行為、もしくは侵害を可能ならしめる行為
- (3) 犯罪的行為、または犯罪に結びつき、あるいは結びつくおそれのある行為
- (4) 虚偽情報の流布行為
- (5) 猥褻、児童ポルノ、児童虐待に相当する画像、文書等の送信行為
- (6) 無限連鎖講の開設または勧誘行為
- (7) 当倶楽部上の情報の改ざん、消去行為
- (8) 名義を偽ってサービスを利用する行為
- (9) ウィルス等の有害なプログラムの送信行為、あるいは受信可能な状態におく行為、選挙運動またはこれに類する行為
- (10) 当行のサービスを妨げ、または妨げるおそれのある行為
- (11) 当行の信用、財産を毀損し、または毀損するおそれのある行為
- (12) その他法令に違反する行為、または公序良俗に反する行為

第 5 章 「ごうぎんClubOff」サービス運営上の措置

第 18 条（ログインID（会員番号）の一時停止）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合、当行は、会員の承諾なしに当該会員のログインID（会員番号）の利用を一時的に停止できるものとします。
 - (1) 電話、FAX、電子メールによる連絡がとれない場合
 - (2) 会員に送付した郵便物が返送されてきた場合
 - (3) 前各号の他、緊急性が高いと当行が判断した場合
2. 前項の措置がとられたことにより、会員がサービスを利用できずに会員に損害が発生した場合でも、当行は何らの責任を負わないものとします。

第 19 条（浪漫倶楽部サービスの中断）

1. 当行は、次の各号のいずれかの事態が生じた場合、会員に事前に通知することなく、一時的に浪漫倶楽部サービスの全部または一部を中断することがあります。
 - (1) 浪漫倶楽部サービス用設備の保守の必要がある場合
 - (2) 停電、火災等、社会インフラの障害により浪漫倶楽部サービスが提供できない場合
 - (3) 天災、戦争、暴動等の不可抗力で浪漫倶楽部サービスの提供ができない場合
 - (4) 法令に基づく措置等により浪漫倶楽部サービスが提供できない場合
 - (5) その他、運営上、技術上の理由により浪漫倶楽部サービスの中断が必要であると当行が判断した場合
2. 前各号に基づき浪漫倶楽部サービスの中断がなされた場合、当行は、これに起因して生じた会員の損害につき何らの責任を負わないものとします。

第 20 条（浪漫倶楽部サービスの中止）

1. 当行は、当行ホームページに事前に告知することにより、浪漫倶楽部サービスの全部または一部の提供を中止できるものとします。
2. 前項に基づき浪漫倶楽部サービスの中止がなされた場合、当行は、これに起因して生じた会員の損害につき何らの責任を負わないものとします。

第 21 条（情報の削除）

会員情報について、当行が定める期間の経過、情報量の超過、設備の保守管理、サービスの運営、会員規約違反の疑い、その他当行の判断により、当行は、会員に事前の通知をすることなく削除することができるものとします。ただし、このことは、当行が削除義務を負うことを意味するものではありません。

第 22 条（免責）

1. 当行は、浪漫倶楽部サービスにより提供される情報について、その完全性、正確性、特定目的への適合性、有用性等を保証するものではありません。
2. 当行は、会員規約に明示的に定める場合の他、会員が浪漫倶楽部サービスの利用に関連して被った損害、浪漫倶楽部サービスを利用できなかったことによる損害に関し、いかなる責任も負わないものとします。

第 6 章 個人情報保護

第 23 条

個人情報の取扱いについては、当行が公表している個人情報保護宣言に基づき適切に対応します。

第 7 章 その他

第 24 条（管轄裁判所）

会員と当行間の訴訟については、松江地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

第 25 条 (準拠法)

会員規約に関する準拠法は日本法とします。

(2024 年 10 月 29 日現在)

年金 065 (2024.10 改)